

幸田町 公共施設等総合管理計画 概要版

1 公共施設等総合管理計画について

公共施設等総合管理計画とは

幸田町では拡大する行政需要や住民ニーズにより、多くの公共施設を整備してきました。今後、これらの公共施設が一斉に改修・更新時期を迎える中、一方では少子高齢化社会の進展に伴う財政面の悪化が予想されています。

本計画は以上のような本町を取り巻く課題を町民と共に取り組むため、今後の公共施設等のあり方についての基本的な考え方をまとめたものです。

公共施設等総合管理計画の位置づけ

「インフラ長寿命化基本計画」
・橋りょう長寿命化計画
・公園施設長寿命化計画 等

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」
(総務省、平成 26 年 4 月)

第 5 次 幸田町総合計画
(平成 18 年度～平成 27 年度)
第 6 次 幸田町総合計画
(平成 28 年度～平成 37 年度)

幸田町都市計画マスタープラン
(平成 22 年 3 月策定)

幸田町公共施設等
総合管理計画

本計画は、平成 26 年 4 月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、本町の今後の施策を踏まえつつ、公共施設等の一体的なマネジメントの方針を示すものとして策定を行います。

公共施設等総合管理計画の対象施設

本計画では、本町が所有又は管理している公共施設等を対象とし、以下の 2 種類に分類されます。

公共施設等総合管理計画の対象施設	
公共施設等	
公共建築物	インフラ資産
<ul style="list-style-type: none"> 学校教育施設 行政系施設 公営住宅 子育て支援施設 など 	<ul style="list-style-type: none"> 道路 橋りょう 上水道施設 下水道施設

2 公共施設等の現状と将来見通し

公共施設等の現状

■ 公共施設等の保有量

・本町における人口 1 人当たりの公共施設の保有量は、全国平均値に比べ、建築物面積が約 1.2 倍、各インフラ資産が約 1.5 倍～3.5 倍となるなど、保有量が多い傾向にあります。

■ 公共施設の老朽化

・整備後 30 年以上経過している施設は、公共建築物が約 4 割、上水道施設が約 5 割となるなど、その割合は高く、施設の老朽化が進んでいます。

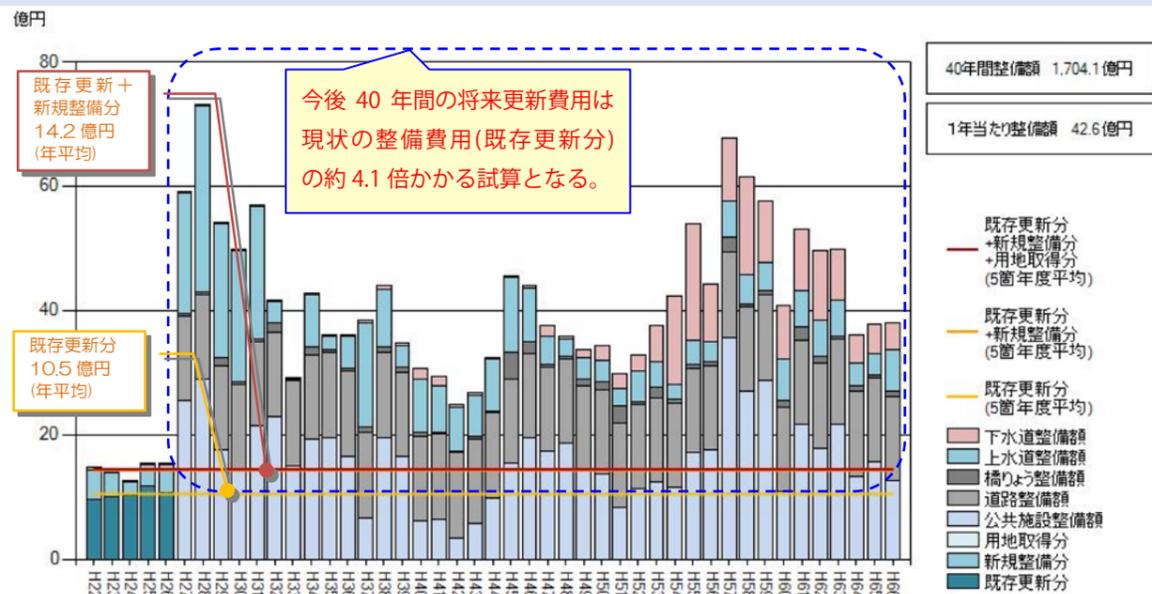
幸田町を取り巻く社会的状況

■ 人口と財政

・幸田町の人口は、今後も上昇傾向ですが、生産年齢人口の割合は減少し、老年人口の割合が増加する傾向にあります。そのため、扶助費等経費など社会保障関連費用の増加により財政負担の増加が予想されます。

今後、保有する多くの施設が大規模改修・更新時期を迎えます

公共施設等の将来更新費用の推計



■ 公共施設等の更新費用の増大

・公共施設等（公共建築物・インフラ資産）の将来の更新費用を試算した結果、今後 40 年間で 1,704.1 億円（年平均 42.6 億円）かかる試算結果となります。

・試算された将来更新費用（年平均 42.6 億円）は、直近 5 箇年度の既存更新にかかる整備費用（年平均 10.5 億円）の約 4.1 倍となります。

・人口 1 人当たりの将来更新費用（年平均）は、約 108 千円/人となり、公共建築物（約 42 千円/人）と道路（約 35 千円/人）で全体の約 7 割を占めています。

3 公共施設等の管理における課題

今後、本町が所有又は管理している公共施設の維持管理は以下の課題を踏まえて、総合的に行っていく必要があります。

施設の保有量縮減

・人口構成の変化に合わせた施設の縮減や統廃合、今後の新規整備の抑制等を行うことで、財政負担の軽減を目的に施設の保有量を縮減することが求められます。

施設の老朽化対策

・安全・安心の重要度が高い施設については、大規模な修繕・更新の優先度を高めるなど、優先順位の検討をし、施設を計画的に修繕・更新していくことが求められます。

施設の更新費用縮減

・施設の保有量の削減や現有資産の長寿命化により、将来更新費用の縮減を行うことが求められます。

社会情勢の変化への対策

・新規となる建設事業費を抑制し、維持補修費へ充てるなど、財政状況を維持することが必要です。また、町民ニーズを的確にとらえ、柔軟に対応できる施設運営が求められます。

4 公共施設等の管理における目標設定

3つの基本目標

課題を踏まえ、今後の公共施設のあり方を『公共施設管理における基本目標』として以下の通り設定します。また、各目標を実現するための方策をあわせて設定します。

基本目標1) 健全な町財政経営と施設維持

・将来的に次世代の町民に過度の負担を残さない健全な町財政経営と施設維持を行うため、人口構造の変化、税収減少にあわせた施設総量の最適化を行います。

- 施設保有量の縮減
- 多機能化・複合化を図る
- 新規施設整備の抑制

基本目標2) 安心・安全な公共施設

・水害や地震に備えた防災・減災の考えを全ての公共施設に盛り込み、安心安全な公共施設の形成を図ります。また、施設を長寿命化するとともに、「予防保全型」の考えのもと維持管理・保全を行います。

- 施設管理の選択と集中
- 公共施設の長寿命化

基本目標3) 公共サービスの維持

・将来的に施設総量を削減し、健全な都市経営を目指しながらも、公共サービスの水準は維持していきます。指定管理者制度の導入やPFI※1・PPP※2などの民間活力の導入も視野に入れていきます。

- 維持管理投資額の維持
- 町民ニーズの把握
- 維持管理運営コストの縮減
- 住民協働・官民連携

目標値の設定

公共施設等の縮減目標値

- ・今後40年間に更新時期を迎える公共建築物について、多機能化・複合化を図ることにより、公共建築物の総量を10%削減させることを目指します。
- ・事後保全型管理を予防保全型の維持管理にすることで、公共施設等を長寿命化させ、現更新年数の約1.2倍増加を目指します。

※1: PFI (Private Finance Initiative)
→公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

※2: PPP (Public-Private Partnership)
→公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

6 計画推進にむけて

フォローアップの基本方針

■ 進行管理に関する基本方針

・総合計画策定に合わせ、10年ごとに見直しを行うことを基本とし、社会情勢や町民ニーズが大きく変化する場合は、柔軟に計画の見直しを行います。

■ 着実な推進に向けての基本方針

1) 財源確保のための基金の創設

公共施設等の計画的な修繕・更新等に必要な経費の財源確保を目的とした基金の創設を検討します。

2) スキルアップ研修等の実施

適正な人員配置と、建築物・構造物の維持管理に係る知識・技能や、町民や事業者等による公共施設等の維持管理活動をマネジメント（モニタリング、指導、助言等）する技術を持つ職員の育成に努めます。

3) 情報管理のためのシステム構築

公共施設等の整備状況、点検・診断を含む維持管理状況、コスト状況などの情報を一元化し、固定資産台帳のデータベースを活用・連動させ、情報の効率的な蓄積と効果的な活用を図ります。

5 公共施設等の管理に関する基本的な方針

基本方針の考え方

公共施設等の管理における課題と目標を踏まえて、5つの基本方針を検討します。

5つの基本方針

方針1	方針2	方針3	方針4	方針5
点検・維持管理・更新等 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検・診断により劣化状況を把握します。 ・点検・診断結果を施設情報として共有します。 ・事後保全型から予防保全型へ転換を図ります。 ・点検・診断等の実施方針を策定します。 	長寿命化・耐震化・安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクルコストを削減させるため長寿命化を図ります。 ・安全確保に向け耐震化を図ります。 ・避難施設等については、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め安全確保を図ります。 	施設評価 <ul style="list-style-type: none"> ・施設総量の削減については、施設の特性を、利用ニーズなどの「町民視点」とコスト状況などの「行政視点」の2つの視点でクロス評価し、適正な施設配置と見直しの可能性などの検証を行いながら、施設保有量の最適化を進めていきます。 	機能再編及び総量 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の集約や再配置については、施設を建物と機能に分離して考えます。 ・施設の新設が必要な場合は、中長期的な目標数値の範囲内で、費用対効果を考慮して行います。 ・国、県の施設の相互利用や近隣自治体との広域連携を検討します。 	実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の開館時間、人員配置の見直しや、職員研修等により、より効率的・効果的な管理運営を行います。 ・PFI・PPP等による、民間活力を活かした施設整備や管理の導入を検討します。 ・統一された施設運用管理マニュアルや施設運用管理台帳を作成し、活用します。 ・町の施設を一括管理するセクションの検討を行います。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【作成】 幸田町 総務部 総務課 〒444-0192 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1 電話 0564-62-1111 FAX 0564-63-5139 E-mail : soumu@town.kota.lg.jp</p> </div>